

平成17年5月16日

各 位

会 社 名 株式会社マースエンジニアリング
代表者氏名 代表取締役社長 松 波 明 宏
連絡者氏名 執行役員総務部長 佐 藤 忠 義
電 話 番 号 0 3 - 3 3 5 2 - 8 5 5 5
(コード番号6419 東証第一部)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成17年6月29日開催予定の第31回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2．新株予約権割当の対象者

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に割当てるものとする。

3．新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式1,000,000株を上限とする。

なお、株主総会決議後において当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合は、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

10,000個を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額
無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.01 を乗じた金額（1 円未満の端数切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の発行日における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を払込金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年 7 月 1 日から平成23年 6 月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、社命による他社への転籍、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

その他の条件については、第31回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却の条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合にはその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却するものとする。

その他の消却の条件については、第31回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

(注)上記の内容については、平成17年6月29日開催予定の第31回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上